

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

まもなく春の到来となりますが、花粉症の方には辛い季節となります。体調管理には気をつけたいですね。

第45号では、平成23年度税制改正のポイントについて取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



目次:

ご挨拶 1

平成23年度税制改正
のポイント<贈与税・
相続税関係> 2

平成23年度税制改正のポイント<贈与税・相続税関係>

平成23年度税制改正のうち、今号では贈与税と相続税の主な改正内容について解説いたします。贈与税では子や孫への贈与の非課税枠を拡大し、同時に相続税では基礎控除の引下げなどによる大幅増税となっています。贈与による世代間の財産移転を促し、消費拡大に伴う経済活性化が意図されています。

贈与税(相続時精算課税制度の対象となる贈与を除く)の税率構造の改正 (^_^)

現行では、贈与税算出の際、贈与者と受贈者の関係や年齢に関係なく税率や控除額は一律ですが、改正後は、20歳以上の者が直系尊属(父母や祖父母など)から贈与を受けた場合と、それ以外の者から贈与を受けた場合では贈与税の税率や控除額が異なります。 **平成23年1月1日以後の贈与より適用されます。**

基礎控除額の110万円には変更ありません。

贈与税の速算表		現行		改正			
基礎控除後の課税価格		-		一般(右記以外の場合)の贈与		直系尊属 20歳以上の者への贈与	
		税率	控除額	税率	控除額	税率	控除額
	200万円以下	10%	-	10%	-	10%	-
200万円超	300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
300万円超	400万円以下	20%	25万円	20%	25万円		
400万円超	600万円以下	30%	65万円	30%	65万円	20%	30万円
600万円超	1,000万円以下	40%	125万円	40%	125万円	30%	90万円
1,000万円超	1,500万円以下	50%	225万円	45%	175万円	40%	190万円
1,500万円超	3,000万円以下			50%	250万円	45%	265万円
3,000万円超	4,500万円以下			55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超						55%	640万円

1,000万円の贈与を受けた場合 以下の計算式に前頁速算表を使用し、算出します。
 (課税価格1,000万円 - 基礎控除額110万円) × (税率) - (控除額) = (贈与税額)

		現行		改正			
基礎控除後の課税価格		-		一般(右記以外の場合)の贈与		直系尊属 20歳以上の者への贈与	
600万円超	1,000万円以下	税率	控除額	税率	控除額	税率	控除額
(1,000万円 - 110万円 = 890万円)		40 %	125万円	40 %	125万円	30 %	90万円
贈与税額		231万円		231万円		177万円	

直系尊属から子や孫への贈与の場合、一般と比べて
 贈与税額は 54万円 となります。

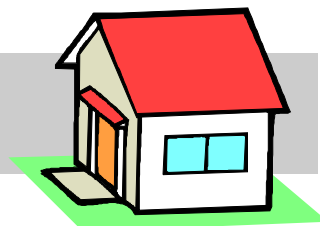
相続時精算課税制度の適用者範囲拡大 (^_^)

贈与税の課税方法には、先に記載した「暦年課税」の他に「相続時精算課税」があります。「相続時精算課税」は贈与を受けたときに、一定の税率で贈与税を納付し、贈与者が亡くなった時に相続税で精算する制度です。改正では、受贈者の範囲に20歳以上の孫が追加され(現行は、孫については推定相続人である場合のみ対象)、贈与者の年齢要件は60歳以上(現行65歳以上)に引き下げられます。

平成23年1月1日以後の贈与より適用されます。

住宅取得等資金贈与の非課税対象の拡大 (^_^)

適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築等に先行してその敷地用の土地等を取得する場合における資金も追加されます。(住宅取得等資金の贈与を受けた翌年3月15日までに住宅を取得するものに限られます。) 平成23年1月1日以後の贈与より適用されます。



ホームページもご覧下さい。リニューアルいたしました！
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

相続税の控除縮小 (>_<)

亡くなった人から相続した財産価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税が課されます。

改正では、この遺産から差し引く基礎控除額が大幅に減額されます。 平成23年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に適用されます。

	現行		改正	
基礎控除	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数		3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数	
死亡保険金の非課税限度額	500万円 × 法定相続人数		500万円 × 法定相続人数 (上記の法定相続人数として計算できるのは、未成年者 障害者 相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限定されます。)	
税率区分	区分	税率	区分	税率
	1億円以下	省略	1億円以下	省略
	3億円以下	40%	2億円以下	40%
	3億円超	50%	3億円以下	45%
			6億円以下	50%
			6億円超	55%

未成年者控除・障害者控除の控除額は、引上げられます。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。